

議案第94号

入間市健康福祉センター条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和4年11月29日提出

入間市長 杉島 理一郎

提 案 理 由

受益者負担の適正化とともに、施設の効率的活用を図るため、健康福祉センターの使用料の改定等をしたいので、この案を提出するものである。

入間市健康福祉センター条例の一部を改正する条例

(入間市健康福祉センター条例の一部改正)

第1条 入間市健康福祉センター条例（平成14年条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

備考 スタジオの利用時間は、月曜日から土曜日までは午前9時から午後9時まで、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は午前9時から午後5時までとする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

個人利用施設に係る使用料

(単位 円)

施設名	利用区分	金額	
		65歳未満	65歳以上
トレーニング室	1回券	400	300
	回数券（11回券）	4,000	3,000
	障害者	100	100
	超過料金（2時間ごと）	400	300
	シャワー使用料	100	100

備考

- 1 トレーニング室の利用時間は、月曜日から土曜日までは午前9時から午後9時まで、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は午前9時から午後5時までとする。
- 2 トレーニング室の利用時間は2時間までとし、2時間を超える利用をした者（障害者を含む。）は超過料金を納付するものとする。なお、超過料金は2時間を超える利用をするごとに納付するものとする。
- 3 トレーニング室を使用できる者は、15歳以上（中学生を除く。）で、センターが行う講習を受けた者とする。

4 障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付厚生省発児第156号厚生事務次官通知別紙）に基づく療育手帳の交付を受けている者とする。

5 市内又は所沢市、飯能市、狭山市若しくは日高市の区域内に住所を有しない者（市内に在勤又は在学する者を除く。）の使用料は、倍額とする。

第2条 入間市健康福祉センター条例の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

施設名	利用区分	金額	
		65歳未満	65歳以上
トレーニング室	1回券	400	300
	回数券（11回券）	4,000	3,000
	障害者	100	100
	超過料金（2時間ごと）	400	300
	シャワー使用料	100	100

」

を

「

施設名	利用区分	金額
トレーニング室	1回券	400
	回数券（11回券）	4,000
	障害者	100
	超過料金（2時間ごと）	400
	シャワー使用料	100

」

に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条及び第2条の規定による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、前項に規定するこの条例の施行の日以後の利用についてそれぞれ適用し、同日前に発行された別表第3に係る回数券を同日以後に使用しようとする場合は、次のとおり差額を納付するものとする。

発行日	発行日の年齢	利用日	差額
令和5年3月31日まで	65歳未満	令和5年4月1日以後	利用1回につき100円
	65歳以上	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	利用1回につき100円
		令和6年4月1日以後	利用1回につき200円
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	65歳以上	令和6年4月1日以後	利用1回につき100円